

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県立勿来工業高等学校長 清水 隆司

2 入札に付する事項 入札公告に示すとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおり。

なお、参加資格制限中の者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあつては仕入先又は卸し先。以下「仕入先等」という。）となることは認められていないので、応札製品について該当が無いことを確認すること。

※ 福島県出納局入札用度課ホームページでの参加資格制限情報に注意すること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「資格確認申請書」という。）に、「契約に従い確実に納品する旨の確約書（様式任意）」を添付し、下記 5 の (1) に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。当該資格の確認結果については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）により通知する。

5 入札書等の提出日時等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和 7 年 1 1 月 1 2 日（水）午後 4 時 0 0 分

福島県立勿来工業高等学校 事務室

なお、申請書類は郵送を可とするが、提出期限必着とする。

(2) 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火）午後 1 時 3 0 分

福島県立勿来工業高等学校 本校舎 1 階会議室

なお、郵送による入札は不可とする。

(3) 開札の日時及び場所

令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火）午後 1 時 3 0 分

福島県立勿来工業高等学校 本校舎 1 階会議室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第 6 号様式）に必要とする事項を記載し、上記 5 の (2) に定める指定日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

- ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書(第4号様式)の写し
イ 委任状(第7号様式) ※代理人が出席し、入札する場合
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
- ア 入札書には、1リットル当たりの単価を記載すること。ただし、当該単価は調達物品の本体価格のほか、輸送費等の納入に要する一切の諸経費を含めて見積もること。
- なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。)
- ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。)

7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類の確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、1回に限り再度入札に付することができるものとする。なお、それでも落札者が決定しない場合は、随意契約に係る見積合わせを行うものとする。
- (6) 初回入札が無効(ただし、下記12の(5)～(7)に該当する場合を除く)となったものは、再度入札に参加できないものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立勿来工業高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札

説明書等に関する質問書（第１号様式）により、福島県立勿来工業高等学校事務室（メール：nakosokogyo.h@pref.fukushima.lg.jp）に令和７年１１月５日（水）までに説明を求めることができる。

質問書に対する回答は、回答書（第２号様式）により令和７年１１月７日（金）までに勿来工業高等学校ホームページに掲載する方法により行う。

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと発注者が認めるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記３の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札を含む。）
- (6) 金額の記入がない、金額を訂正した又は全部が判読できない入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- (8) 鉛筆書きによる入札
- (9) 日付がない又は公告日から開札日までの期間内の日付となっていない入
- (10) 同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (11) 明らかに連合(談合)によると認められる入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額に予定数量を乗じた額に、100 分の 110 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書等の作成

- (1) 単価購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印又は電子署名し、落札決定の日から 7 日以内に契約書の取交しを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印又は電子署名したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 契約条項

単価購入契約書（案）及び財務規則による。

17 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要な事項を記載のうえ、福島県立勿来工業高等学校事務室（メール：nakosokogyo.h@pref.fukushima.lg.jp）宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

（電子契約ホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>）

18 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

19 当該購入等契約に関する事務を担当する部門は、上記 5 (1) と同じである。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7) から (18) まで (省略)